

氏名	水谷 智彦
学位の種類	博士(教育学)
報告番号	乙第370号
学位授与年月日	2024年3月31日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日 文部省令第9号) 第4条第2項該当
学位論文題目	教育と罰の歴史社会学—明治期小学校の罰をめぐる制度と 言説に着目して—
審査委員	(主査) 有本 真紀 (立教大学大学院文学研究科教授) 北澤 毅 (立教大学名誉教授) 奈須 恵子 (立教大学大学院文学研究科教授)

I. 論文の内容の要旨

(1) 論文の構成

序章

1. 問題関心
2. 日本の学校規則と罰の歴史および先行研究
3. 本論文のねらい

1章 史料と方法

1. 教育と罰の歴史社会学に向けて
2. 対象とする史料
3. 分析視点
4. 時期および対象の設定
5. 分析編の概要

2章 児童を罰する権限の付与過程：学校規則と罰則の成立から

1. 国および各府県による学校規則の統一過程
2. 学校における子どもの処罰の開始
3. 効率化する罰と児童へのまなざし

3章 学校規則論の形成過程：明治初期に翻訳された英米学校管理論の検討

1. 英米管理論の分析
2. 米国学校管理論における罰論の検討

4章 児童への罰の正当化過程：「学校管理法書」中の罰の目的の分析

1. 「学校管理法書」への着目
2. 刑罰として説明される学校の罰
3. 刑罰と学校における罰の目標の腑分け
4. 教師像変容の要因としての児童へのまなざしの変化
5. 子どもを罰する権力の学校・教師への付与過程

5章 学校での罰の定型化過程：罰則の自由刑と「学校管理法書」の降格儀礼

1. 学校における自由刑
2. 学校における降格儀礼

6章 学校での罰の心理化と児童の管理：譴責の分析から

1. 譴責の3類型
2. 米国管理論に示された罰の諸類型
3. 学校における罰の類型化：罰適用の形式化と心理化

7章 学校秩序の創出と維持：停学・退学処分分析から

1. 処罰儀礼としての停学

2. 学校制度を維持するための退学処分
3. 罰からみる学校制度と児童像の成立

終章 結論

1. 子どもに罰を与えることの意義
2. 罰がつくりだした学校教育
3. 今後の課題：学校での罰の歴史をさらに問うために

(2) 論文の内容要旨

本論は、日本近代において学校での罰がいかに形成されてきたのかを問う、教育の歴史社会学研究である。なお、本論が扱う罰は、社会秩序の維持や当該社会の構成員の形成にとって不可欠な、規則や道徳への違反に対する当該社会からの非難を意味している。

対象時期は、初の全国的な学校規則である「文部省正定小学生徒心得」が出された1873(M6)年から、第三次小学校令により教師の懲戒権が規定される前年の1899(M32)年までである。また、分析対象とした史料は、各府県が定めた「小学生徒心得」および罰則類と、学校内規を含む学校の管理運営の原理を記した書物として師範学校教科書や教員免許状取得試験の準備に用いられた「学校管理法書」である。

序章と1章では、問題関心を明確にした上で、C.ベッカリーアの罪刑法定主義、E.デュルケムの処罰理論、M.フーコーの規律訓練論、H.ガーフィンケルの降格儀礼論を参照して本論の分析視角を定めることを説得的に論じている。

2～4章は、日本の近代学校が児童を罰する権限を付与される過程、およびその権限を正当化する論理の構成過程の解明に焦点が当てられる。2章では、明治前期の学校規則および罰則の制定過程に着目して学校に認められた罰を検討し、寺子屋同然であった当時の学校に対し、一般性を志向する規則にもとづいて罰する権限を認めていく過程を明らかにしている。3章では、明治初期に日本で翻訳、出版されたアメリカとイギリスの学校管理論から、日本の学校規則と罰則がいかなる原理にもとづき制定されたのかを考察している。4章では、1881(M14)年以降に出版された日本人による「学校管理法書」を読み解き、罰のねらいや性質がいかに説明されていたのかを分析している。1880年代には、教師は適切な量刑判断をおこなう裁判官の役割、1890年代になると児童の悪癖を矯正する医者としての役割を付与され、児童を罰する権限が正当化されていたことが析出された。

5～7章では、学校で用いるべき罰の方法が定型化していく過程と、その方法に盛り込まれたねらいを問い、学校での罰がもつ意義を考察している。5章では、1881年以前に各府県が制定した罰則において身体刑ではなく「留置」や「直立」といった自由刑が学校の罰として規定され、自由刑には児童集団へのみせしめの意味が付与されていたが、1882年以降に出版された「学校管理法書」では自由刑に降格儀礼としての性質が

与えられるようになり、罰が応報から規則遵守の重要性を伝える方法として再定義されていったことを明らかにしている。6章では、1890年以降の日本の「学校管理法書」において譴責の三類型（指名公責、無名公責、私責）が示され、より効率的に児童たちの集団性を高めるとともに、児童を教師に服従させる叱責方法が一般的な罰とされていたことが判明する。罪状に応じた自由刑から、巧妙に教師に服従させようとする罰への変化があったことを踏まえ、その変化には児童の感情を誘導して管理する働きかけ、教師の寛容さの表明といった意味が見出されると論じている。7章では、「学校管理法書」に示された停学や退学処分の罰に着目し、これらの罰があるべき児童像を儀礼的に創出し、学校教育の営みを維持するための方法であったと指摘した。

結論部では、個人を超えた抽象的な規則に人間の意志を従わせることが社会や共同体の形成・維持にとって不可欠であり、規則と罰の確立が学校教育を成り立たせてきたことと、学校における罰の儀礼性を確認し、研究の発展可能性を示した。

Ⅱ. 論文審査の結果の要旨

(1) 論文の特徴

学校規則や罰に関する従来の研究の多くが、子どもの人権を尊重する立場から規則や体罰に代表される罰を批判するという限定された視点に立つものであったのに対し、本論は人間の教育において、あるいは社会秩序の形成と維持という点に鑑みて、学校規則と罰がもつ意味を歴史社会学の視点から問い直すことに特徴がある。それは、日本の近代学校制度成立期において、いかに学校規則や罰が構成されてきたのかを問うことが、われわれの生を支える制度や言説の形成を問うことにつながるという大きな問題意識に支えられている。

また、具体的目標として掲げられた、学校が児童生徒を罰する権限を付与され罰の正当性が認められていく社会的過程、および学校や教師が用いることのできる罰の型が形成される過程の解明、という課題には独自性がある。

分析対象の「小学生徒心得」および罰則類と「学校管理法書」を、主要な史料としていることも、従来の研究にはあまり見られない特徴といえる。本論は、これらを丹念に収集して読み解き、日本人著作の学校管理法書のみならず、その源流であるイギリスとアメリカの翻訳学校管理法書にも手を広げて検討したことで、これらが教育史の史料としてのみならず、言説分析の対象としても有効であることを示した。

本論は、学校での罰に限定して述べられているが、それが確立していく過程を把握するにあたって、近代刑法の原理や規律訓練論、また、集合意識と降格儀礼といった集団規範にかかわる理論などに分析視角の基盤を求めている点も特筆される。

(2) 論文の評価

本論は、学校規則や罰に対して規範的な正義論に閉じる傾向が強かった従来の教育学の見方に対し、日本の近代学校制度成立期において、いかに学校規則や罰が形成されてきたのかを問う教育の歴史社会学として独自性を有する研究である。また、学校の罰に関する研究に限られる中で、本論文の成果は教育の歴史社会学にとどまらず、教育史領域の進展にも寄与する内容と認めることができる。

本論が、各府県発行の「小学生徒心得」および罰則、「学校管理法書」をはじめとする明治期の著作物を体系的に収集し、時系列に沿って言説の推移を丹念に読み解いていることは、高く評価できる。その分析にあたり、規則と罰のみならず、当時の学校の実態、学校を取り巻く社会状況への目配りがなされていることも重要である。さらに、罰の方法や罰への言及から析出された変化を、学校や教師像、教師児童関係のあり方の成立過程と関連付けて考察することにより得られた成果は、今後関連分野の先行研究として参照されるであろう。

審査委員からは、方法論についての自覚的な言及や、史資料の一覧表を掲載する必要が指摘されたほか、本論の記述を厚くして、さらに分析を深め、広げることのできる可能性が示唆された。しかし、長期にわたって入念な史料収集と分析を行い、この分野における新たな知見を提示したことは、十分な到達点といえる。

なお、本論文の一部は2つの主要学会誌に査読付き論文として採択された実績をもち、加えて科研報告書や紀要にも数本の論文として公刊された研究をもとに再構成されている。ここからも、本論文は申請者が修士論文以来あたためてきた問題関心を発展させ、結実させた成果と位置付けることができる。

以上の理由から、本審査委員会は、本論文を学位に相当する優れた研究と認めるものである。